

令和９年度岡山市広告付きマタニティマーク入りストラップ及び樹脂製バッグ配布事業協働事業者募集要項

第一 事業に関する事項

1 目的

妊娠中の方が交通機関等を利用する際に身につけることで、周囲が配慮しやすくするようにすることを目的として、マタニティマーク入りストラップ（以下「マタニティストラップ」という。）及び樹脂製バッグ（以下「バッグ」という。）を配布します。

2 内容

(1) 本事業の目的及び内容に賛同して本市と協働いただく事業者（以下「協働事業者」という。）は、マタニティストラップ及びバッグを作成し、本市に贈与（無償で納品）していただきます。なお、その際、別に定める広告物を添付することができます。

(2) 本市は、マタニティストラップ、バッグ及び広告物を親子手帳(※)と併せて配布します。

※ 岡山市外の市町村で交付している「母子健康手帳」と同等のものです。

3 手法

協働事業者の選考は、提出された応募書類等をもって行い、総合的な評価を経て決定するものとします。

第二 事業の概要

1 名称

令和９年度岡山市広告付きマタニティマーク入りストラップ及び樹脂製バッグ配布事業

2 実施期間（配布期間）

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

3 内容

別添仕様書のとおり

4 募集主体

募集者 岡山市

担 当 岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課

電 話 (０８６) ８０３－１２５１

ファクシミリ：(０８６) ８０３－１７５６

場 所 ※以下の通り９月１４日より新庁舎へ移転します。

(期間①) 令和8年9月1日(火)～ 令和8年9月11日(金)

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号(岡山市保健福祉会館内)

岡山市役所 保健福祉会館7階 保健管理課

(期間②) 令和8年9月14日(月)～ 令和8年9月24日(木)

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市役所 本庁11階 保健管理課

5 募集スケジュール

項 目	期 間
募集要項の配布	令和8年9月1日(火) から (岡山市ホームページにて)
申込みの期間	令和8年9月1日(火) から 9月24日(木) 午後5時15分まで ※ 必着、直接持参又は郵送による
質問の受付期間	令和8年9月1日(火) から 9月11日(金) 午後5時15分まで ※ 電子メール又はファクシミリによる
質問への回答掲載	令和8年9月15日(火) ※予定
選考委員会による審査	令和8年9月下旬頃を予定
審査結果の通知	令和8年10月上旬頃を予定
事業実施に係る契約の締結	令和9年1月下旬頃を予定

第三 応募の方法

1 参加資格

本事業を実施するに当たり必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。

- (2) 岡山市広告掲載基準第3条に規定する規制業種及び事業者ではないこと。
- (3) 岡山市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 岡山市税の滞納がないこと。

2 募集要項等の配布

令和8年9月1日（火）から9月24日（木）まで、岡山市ホームページからダウンロードする方法により配布します。

- (1) 情報掲載位置 ホーム>事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>令和8年度
- (2) ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000084854.html>

3 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付けます。質問は質問書（様式第1号）により提出してください。ただし、審査基準の設定等、審査に支障をきたす質問並びに口頭による質問は受け付けません。

(1) 受付方法

電子メール又はファクシミリにより保健管理課宛てに提出すること。

電子メールアドレス： hokenkanrika@city.okayama.jp

ファクシミリ：（086）803－1756

(2) 提出期限

令和8年9月11日（金）午後5時15分まで（必着）

(3) 回答方法

すべての質問に対する回答は、質問いただいた代表者に電子メールにて回答します。また、岡山市ホームページにも掲載します。なお、回答は令和8年9月15日（火）に掲載の予定です。

4 応募書類の提出

本要項、仕様書及び契約書（案）を十分に把握した上で、下記のとおり書類を提出してください。なお、審査の必要に応じ、追加の資料をご提出いただく場合があります。

(1) 提出期間 令和8年9月 1日（火）から

9月24日（木）午後5時15分まで（必着）

- (2) 提出方法 岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課宛てに直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「広告付きマタニティストラップ配布事業に係る応募書類在中」と朱書きして提出すること。

(3) 提出書類等

ア 申込書（様式第2号）

イ 事業提案書（A4判、自由書式、30頁以内。表紙に必ず「事業提案書」と明記すること。）

ただし、次に掲げる項目をすべて含めたものとする。

- (ア) 広告主の見込（個別名称、所在及び件数を含む）
- (イ) 他都市における類似事業の実績（過去５年間分）
- (ウ) 作業工程表（スケジュール）
- (エ) 応募者の広告掲載方針
- (オ) 作業の実施体制（事故等に関する対処方針を具体的に示すこと）
- (カ) マタニティストラップ、バッグ及び広告物の調達先事業者名及び住所
- (キ) バッグの材質（プラスチックフィルムの厚さ、海洋生分解性プラスチックの配合率、バイオマス素材の配合率については必ず記載のこと）
- (ク) 会社概要の写し

ウ マタニティストラップ、バッグ及び広告物の見本各３個

(4) 注意事項

ア 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を必ず明記してください。

イ 事業提案書は正副２部提出してください。（ただし、副本はクリップ止めのこと。）

ウ 本募集に関する質問を令和８年９月１１日（金）午後５時１５分まで受け付けます。

ただし、審査基準の設定等、審査に支障をきたす質問は受け付けません。

エ 提出期限を経過して提出された事業提案は、いかなる理由でも審査の対象としません。

オ １応募者につき、提出できる提案は１つまでとします。

カ 提出書類等の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

第四 選考

1 審査基準

別添「岡山市広告付きマタニティマーク入りストラップ及び樹脂製バッグ配布事業協働事業者選考審査基準」のとおり

2 審査方法等

(1) 審査体制

母子保健広告付き資材配布事業協働事業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）が審査基準に基づいて書面選考します。

(2) 審査方法

選考委員会は、提出書類等の内容について、審査基準に基づき書面審査を行って優先順位をつけ、最高得点者を最適提案候補者とします。次に選考委員会で最適提案候補者の事業参加資格等審査を行い、協働事業者としての最適提案者を特定します。次順位以下のものが参加資格を有していない場合も同様とします。

(3) 応募者の失格

契約の締結までに応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とし、通知します。

- ア 「第三 応募の方法 1 参加資格」を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載または重大な不備があると認められる場合
 - ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
 - エ 個別に選考委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為を行った場合
 - オ その他選考委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合
- (4) 審査結果の通知

協働事業者に決定した応募者へは、その旨を書面で通知し、それ以外の応募者へも別途書面で通知します。なお、審査結果は岡山市ホームページにおいても公表します。

審査の結果「採択提案なし」とする場合もあります。

3 契約手続き等

最適提案者は、審査を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。選定された最適提案者から提出された事業提案内容を反映した仕様書（作業工程表を含む）を調整の上、契約を締結するものとします。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が契約締結するまでの間に失格条件に該当した場合は、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

第五 広告物

1 広告物の掲載・添付について

マタニティストラップへの広告物の添付、また、バッグへの広告物の掲載・添付をすることができます（マタニティストラップ本体への広告の掲載はできません）。最適提案者が広告物の掲載・添付を希望する場合は、事前に掲載・添付を希望する広告物の見本を提出いただき、その内容について審査を実施し、承認を得たものに限り添付することができるものとします。

2 審査等

(1) 審査体制

掲載・添付広告物の審査は、岡山市保健福祉局広告審査委員会設置規程に基づく岡山市保健福祉局広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行います。

(2) 審査結果の通知

審査委員会による審査の結果は書面で通知します。

3 審査用見本の提出

本要項及び岡山市広告掲載基準を十分に確認した上で、広告物の審査用見本を提出してく

ださい。

- (1) 提出期間 別に定めて通知します。
- (2) 提出方法 岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課宛てに次のとおり提出すること。

ア 紙媒体で提出する場合

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「広告付きマタニティストラップ配布事業に係る審査用広告物在中」と朱書きして提出すること。

イ 電子データで提出する場合

電子メールにより提出する場合は、件名を「広告付きマタニティストラップ配布事業に係る審査用広告物データ（事業者名）」として送信してください。なお、電子データをＣＤ－ＲやＵＳＢメモリ等の電子媒体に保存して保健管理課へ持参又は郵送することも可とします。

(3) 注意事項

ア 提出期限を経過して提出された広告物は、いかなる理由でも審査の対象としません。

イ 審査委員会から変更や修正の意見が付された広告物については、付された意見に誠実に従って広告原稿を再作成してすみやかに保健管理課宛てに提出し、審査委員会の再審査を受けるものとします。

ウ 提出された広告物の審査用見本の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

4 注意事項

- (1) 広告物の作成に当たっては、岡山市広告掲載基準に従い、同基準に抵触しないよう適切に作成してください。

ただし、同基準第４条第１３号エ（懸賞広告及びクーポン付き広告）の規定は、関係法令の規定に適合するものに限り認めるものとします。

- (2) 広告主を募集する際は、岡山市が広告主を募集しているような誤解を与えないよう注意してください。
- (3) 岡山市の地元企業の活性化を図る観点から、岡山市に本店を有する企業が広告主となることが望ましいものとします。
- (4) 広告物は、母子保健の推進に寄与する内容が望ましいものとします。
- (5) 広告物の内容、デザイン及び広告主の業務が各種法令に違反しているときやそのおそれがあるときは、広告内容の修正や広告主の変更を求めることがあります。
- (6) 次のいずれかに該当する広告物は、添付はできません。

ア 広告物の主たるターゲットが妊産婦又はそのパートナーでないもの。

イ 広告物の内容が、親子の健康の保持増進及び育児と関係のないもの

ウ 広告物における製造物が通常有すべき安全性を欠いているもの。

エ 本市の所管事業に関連した内容で、所管課と広告掲載についての事前調整を済ませていないもの。

オ 特定の医療機関又は助産所を宣伝するもの。

- (7) 次のいずれかに該当する場合は、広告物の配布を中止します。

ア 指定する期日までにマタニティストラップ、バッグ、広告原稿又は広告物を提出しないとき。

イ 広告内容等の変更指示に従わないとき又は広告の内容が改善される見込みがないとき。

ウ 岡山市が広告物の配布が適当でないと認めたとき。

(8) 協働事業者は広告物の内容等に関して一切の責任を負うものとし、広告を原因として岡山市が損害を受けたときは、その損害を賠償するものとします。

(9) 広告主に営業停止、事件、事故等の問題が生じた場合は、速やかに岡山市に通知するものとします。

(10) 事業を行うに当たって生じた権利や義務について、その一部又は全部を第三者に譲渡したり、承継させたり又は担保とすることはできません。

第六 留意事項

(1) 事業企画書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。

(2) 提出された事業提案書等は、協働事業者の選考以外には使用しません。

(3) 提出された事業提案書等は、原則として返却しません。

(4) 提出された事業提案書等は、本事業の事務作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。

(5) 提出された事業提案書等は、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。

(6) この協働事業者募集において使用する言語は日本語とします。